

近江八幡市業務継続計画

【地震災害編】

近江八幡市

目 次

I 全体計画編

1	業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	業務継続計画の概要	1
1-3	業務継続計画と地域防災計画との関係	2
2	近江八幡市業務継続計画の基本方針	4
2-1	計画の基本方針（BCPの目標）	4
2-2	計画の構成	4
2-3	計画の対象	4
2-4	計画の発動	4
3	被害状況の想定	5
3-1	想定する災害	5
3-2	被害状況の想定	6
4	業務継続のための執行体制の整備	
4-1	執行体制	7
4-2	指揮命令系統の確立	8
5	非常時優先業務の選定	10
5-1	対象期間	10
5-2	対象業務の範囲	10
5-3	非常時優先業務の選定	11
6	非常時優先業務継続のための体制確立	14
6-1	職員の確保	14
6-2	業務継続のための執行環境の整備	16
7	業務継続体制の向上	19

I 全体計画編

1. 業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方

1-1 計画の趣旨

大規模地震が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各班（部）の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。また、現在、整備を進めている新庁舎は、地震や水害などの様々な災害に対処する防災拠点として、耐震性能の確保、浸水対策及び非常電源など防災指令機能を備えた施設となる計画をしており、新庁舎の共用開始以降には、新たな防災対策の見直しが予想されることから、本計画も新庁舎整備以降に見直しするものとする。

1-2 業務継続計画の概要

1 業務継続計画（BCP）とは

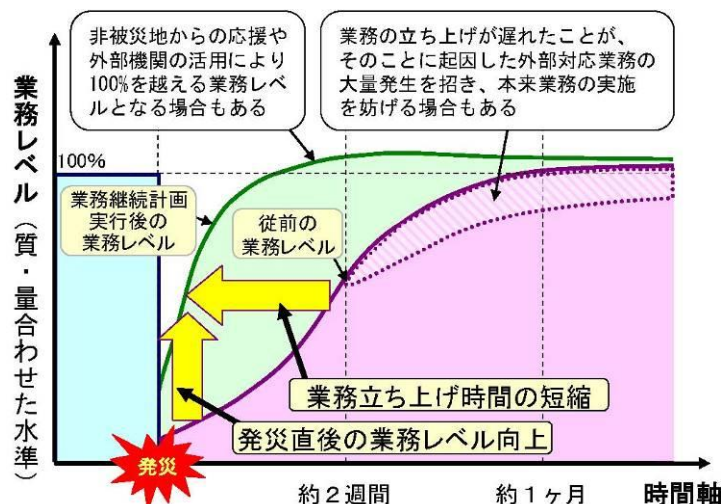
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害時であっても適切に対応できることを目的とした計画である。

2 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとで必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

■業務継続計画の効果

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（内閣府・H22.4）

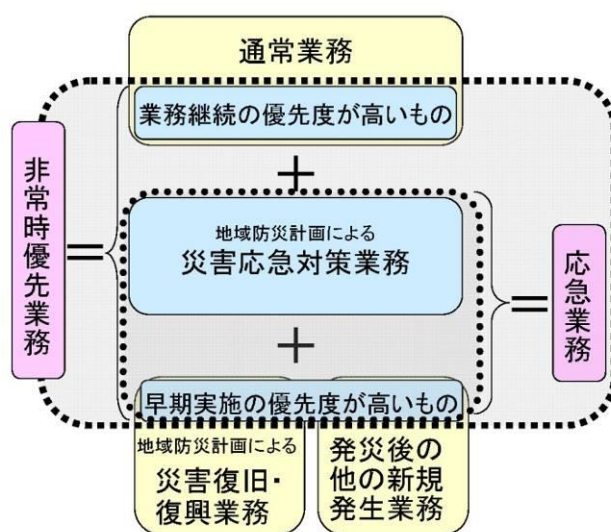


3 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

■非常時優先業務



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（内閣府・H22.4）

1-3 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 63 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

実際に災害が発生した場合に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対応だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、災害発生直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

業務継続計画の目的は、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な震災時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると次のようになる。

■業務継続計画と地域防災計画との相違点

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。(実効性の確保)	・地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	・非常時優先業務を対象とする。(災害応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)	・災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」(内閣府・H22.4)

2. 近江八幡市業務継続計画の基本方針

2-1 計画の基本方針（BCPの目標）

近江八幡市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、震災時における、本市の業務執行の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）

震災が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

- (2) 非常時優先業務を実施するための体制を確立する

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

- (3) 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する

人材・施設・資器材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

2-2 計画の構成

本計画では、大規模地震発生時における本市の業務継続について系統的に説明を行うため、まず、近江八幡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における地震想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を設定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」選定の基準について説明するとともに「非常時優先業務」ごとに業務着手の目標時期を示す。

最後に、業務継続のための「体制の確立」とともに、業務継続のための「資源・環境の確保」及び「業務継続体制の向上」について計画するものとする。

2-3 計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とし、市役所本庁舎及び支所等を対象とする。

2-4 計画の発動

災害対策本部長（市長。以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を宣言する。

3. 被害状況の想定

3-1 想定する災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「琵琶湖西岸断層帯」地震（直下型地震）を想定地震とした。

「近江八幡市地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）」によると、琵琶湖西岸断層帯地震による最大想定震度は「震度6強」になっている。

1 想定地震

地震調査研究推進本部が公表した滋賀県周辺の断層帯に関する長期評価及び滋賀県が実施した滋賀県地震被害想定（2014(H26).3.17 公表）」を踏まえ、本市における想定地震を琵琶湖西岸断層帯による地震等とする。琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市マキノ町から大津市に至る断層帯である。全体として長さは約59kmで、北北東－南南西方向に延びており、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。琵琶湖西岸断層帯は、断層帯全体が1つの区間として活動する場合には、マグニチュード7.8度の地震が発生すると推定される。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震によりマグニチュード9クラスの巨大地震の発生する可能性を考慮する。

表 滋賀県周辺における地震発生可能性の長期評価（地震調査研究推進本部）

算定基準日 平成30年1月1日

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	30年以内地震発生確率 (%)
琵琶湖西岸断層帯（北部）	7.1 程度	1～3
琵琶湖西岸断層帯（南部）	7.5 程度	ほぼ0
湖北山地断層帯（北西部）	7.2 程度	ほぼ0
湖北山地断層帯（南東部）	6.8 程度	ほぼ0
野坂・集福寺断層帯（野坂断層帯）	7.3 程度	ほぼ0 もしくは、それ以上
野坂・集福寺断層帯（集福寺断層）	6.5 程度	不明
三方・花折断層帯（三方断層帯）	7.2 程度	ほぼ0
三方・花折断層帯（花折断層帯/北部）	7.2 程度	不明
三方・花折断層帯（花折断層帯/中南部）	7.3 程度	ほぼ0～0.6
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/北部）	7.6 程度	ほぼ0
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/中部）	6.6 程度	不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/南部）	7.6 程度	不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 （浦底－柳ヶ瀬山断層帯）	7.2 程度	不明
鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	0.08～0.2
頓宮断層	7.3 程度	1 以下

3-2 被害状況の想定

県が見直しを行った被害想定結果「滋賀県地震被害想定(2014(H26). 3. 17 公表)」に基づき、本市における被害予測を以下に整理する。

1	琵琶湖西岸断層帯地震(ケース1)	4	花折断層地震(ケース3)
2	琵琶湖西岸断層帯地震(ケース2)	5	南海トラフ地震(基本ケース)
3	花折断層地震(ケース2)	6	南海トラフ地震(陸側ケース)

【近江八幡市における地震被害想定】

断層名 想定被害			近江八幡市						滋賀県全体					
			琵琶湖西岸断層帯		花折断層地震		南海トラフ巨大地震		琵琶湖西岸断層帯		花折断層地震		南海トラフ巨大地震	
			ケース1	ケース2	ケース2	ケース3	基本 ケース	陸側 ケース	ケース1	ケース2	ケース2	ケース3	基本 ケース	陸側 ケース
近江八幡市の主な震度			6強	7	6弱	6弱	6弱	6強						
建物被害	全壊棟数		414	538	—	—	452	1,456	27,650	38,504	18,181	11,670	2,399	11,017
	半壊棟数		2,921	3,117	224	164	2,550	7,202	69,584	83,856	53,274	41,531	22,183	74,084
人的被害	死者数	夏 正午	15	19	—	—	—	26	1,002	1,384	596	375	10	300
		冬 夕方	22	28	—	—	—	47	1,502	1,992	822	499	11	385
		冬 深夜	23	30	—	—	—	62	1,579	2,182	940	591	12	474
	負傷者数	夏 正午	355	408	21	14	51	393	10,290	13,515	6,614	4,588	803	6,702
		冬 夕方	455	519	27	18	62	477	13,199	17,199	8,537	5,935	1,014	8,448
		冬 深夜	556	630	33	22	146	1,049	16,267	21,039	10,380	7,296	1,256	10,408
建物被害	全焼棟数	夏 正午	—	—	—	—	—	21	55	76	33	20	—	37
		冬 夕方	—	—	—	—	—	375	2,731	3,818	1,655	1,013	11	1,820
		冬 深夜	—	—	—	—	—	—	21	32	16	5	—	11
避難者	避難所生活者	1日後	1,234	1,573	51	39	1,069	3,445	52,019	69,737	34,044	22,266	7,798	26,836
		3日後	2,892	3,151	306	228	1,676	9,681	80,219	99,796	56,565	40,809	14,911	75,416
		1週間後	3,463	3,713	297	214	1,796	10,176	100,222	124,767	69,947	49,638	15,364	79,275
		1か月後	622	624	17	10	156	2,561	29,194	38,423	18,024	11,048	1,198	19,954

※1 —(ハイフン)は、ごくわずか(数値計上5未満)であることを示す。

※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り、自宅で就寝する者を含む人数

※3 全焼棟数は、最大風速 8m/sec 時の被害量をまとめたもの

※4 琵琶湖西岸断層帯のケース1は北部からの断層破壊を仮定、ケース2は南部からの断層破壊を仮定

※5 花折断層帯のケース2は中部南側からの断層破壊を仮定、ケース3は南部からの断層破壊を仮定

4 業務継続のための執行体制の整備

市は、市域内に地震による災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、以下の体制で必要な組織動員体制をとるものとする。

4-1 執行体制

1 地震発生初期の措置

- (1) 地震情報（震度3・4）が発表された場合

危機管理課長は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3又は震度4の地震が発生した場合等）次の措置を講じる。

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握

- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

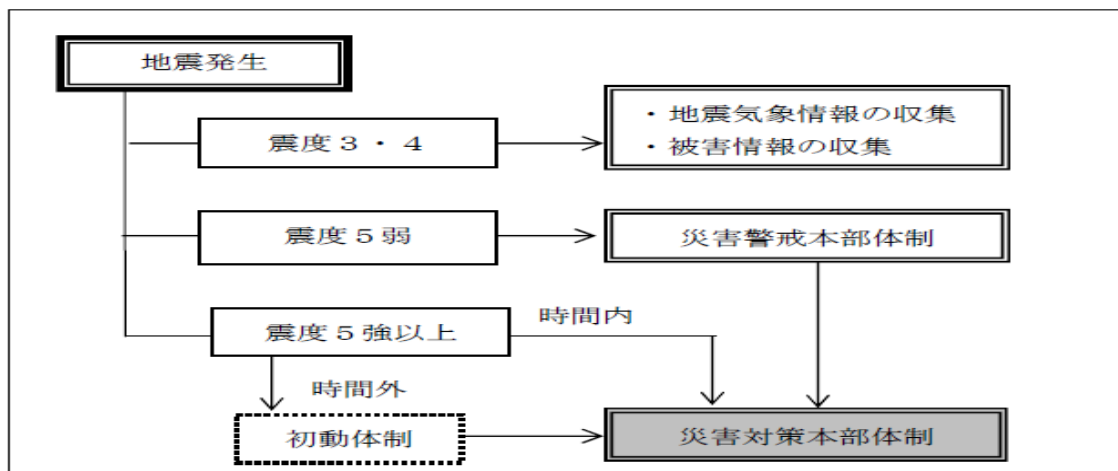
市は、直ちに災害警戒本部又は災害対策本部（災害警戒本部：震度5弱、災害対策本部：震度5強以上）を設置し、速やかに前号に加え、次に定める任務を遂行する。

- ア 広域応援の要請準備
- イ 災害対策本部事務分掌に定める業務の内、緊急に行うべき業務

- (3) 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合

市域で勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員は速やかに所定の配置に参集するとともに、直ちに初動体制をとり、応急対策活動を実施する。なお、初動体制は、災害対策本部体制が確立した段階で廃止する。

[地震災害発生時の活動体制]



2 配備基準

災害警戒本部体制及び災害対策本部体制の配備基準は次のとおりとする。なお、参集場所は、市役所本庁舎とするが被災した場合は、南別館、安土町総合支所又は市防災センターの順に配備を検討する。配備基準に該当する場合は、予め決められた参集場所に連絡を待つことなく参集する。

配備体制	発生時間別	地震の規模	参集職員	参集場所	
災害警戒本部体制 (課長以上参集)	勤務時間内	震度 5 弱の 地震	副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)	
			各課長、総務課、人事課、総合政 策部職員の半数、その他課長が必 要とする人員	各所属	
	勤務時間外		副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)	
			各課長、総務課、人事課、総合政 策部職員の半数、その他課長が必 要とする人員	各所属	
			上記以外の職員		自宅待機
災害対策本部体制 (全職員参集)	勤務時間内	震度 5 強 以上の地震	市長・副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)	
			上記以外の職員		各所属
	勤務時間外		市長・副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)	
			上記以外の職員		防災配備計画体制

4-2 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張若しくは被災により業務に従事できない、又は参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

1 指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。
- 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

2 権限委任順位

地域防災計画により、市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第1順位を副市長、第2順位を教育長、第3順位を危機管理監、第4順位を総務部長、第5順位を総合政策部長、第6順位を市民部長、第7順位を都市整備部長とする。

なお、課長以上の権限委任順位については、「近江八幡市事務決裁規程（平成22年近江八幡市訓令第4号）」などの各執行機関が定めたものを準用する。

3 各部及び各課（室）での代行

非常時優先業務を遂行するにあたり、責任者が不在の場合であっても適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部、各課（室）において職務を代理する者を定めておく必要がある。各部、各課（室）においての職務を代理する者は、概ね次のとおりとし、それぞれにおいてあらかじめ定めるものとする。

(1) 部長が不在の場合

各部の理事・次長が代行するものとするが、次長級及び課長級を複数指定し、代行順位を定めることが望ましい。

(2) 次長及び課長が不在の場合

参事級又は主幹・課長補佐級が代行するものとするが、参事級又は主幹・課長補佐級を複数指定し、代行順を定めることが望ましい。

【各部検討事項（必要に応じて定める事項）】

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することができる。
- 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

5 非常時優先業務の選定

地震災害時に人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命・生活・財産・経済活動等を保護するために地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならない。一方で、市民生活に関わる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重要な課題である。

このため、発災後いつ頃の時期までに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

5－1 対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも1か月（業務開始実施環境が、概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

5－2 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時においても市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るものとする。

(1) 災害応急対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び事業所等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、地域防災計画で市が担当する業務のうち「第3編 災害応急対策計画編」に記載されている業務に関するものと、「第4編 災害復旧・復興計画」に記載されている業務の一部とする。

(2) 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

5-3 非常時優先業務の選定

1 選定手順

非常時優先業務の選定は、以下のとおり行う。

- (1) 非常時優先業務は、発災後遅くとも1か月以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- (2) 災害応急対策業務に係る内容については、地域防災計画に掲げる所掌事務を基本として地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- (2) 継続通常業務に係る内容については、「近江八幡市事務分掌規則（平成22年近江八幡市規則第11号）」に掲げる所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

■業務の区分と内容

区分		内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○ 災害発生時に行う業務 ・ 地域防災計画「第3編 災害応急対策編」における業務 ・ 地域防災計画「第4編 災害復旧・復興計画編」に記載されている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務 （例）災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給 市税等の減免 など
	継続通常業務	○ 通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務 ・ 市民の生命・健康・財産を守る業務 ・ 市の意思決定に必要な業務 ・ その他、休止することができない業務 （例）死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など
休止業務		○ 通常業務のうち、休止・延期する業務 ・ 一定期間（1か月超）先送りすることが可能な業務 ・ 災害復興までの間、休止・延期することがやむをえない業務 （例）職員研修、地域懇談会 など

- (4) 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては、以下の点に留意する。
 - ア 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
 - イ 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から設定する。
- (5) 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模地震等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

2 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおりとする。

■災害応急対策業務及び継続通常業務

業務開始 目標時間	該当する業務の 考え方	代表的な業務例
3 時間以内	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1 日以内	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3 日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
2 週間以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1 ヶ月以内	・その他の行政機能の回復	a. その他の業務

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（内閣府 H22. 4）

3 非常時優先業務の選定結果

前項の非常時優先業務の選定基準に従い選定した結果は、次表のとおりである。

■非常時優先業務の選定結果

要着手時間	災害応急対策業務	継続通常業務	合計
発災直後から3時間以内に着手しないと、市民の生命・財産及び生活、又は行政機能の維持等に重大な影響を及ぼすため、緊急に対策を講ずべき業務	142	73	215
発災後24時間以内に着手しないと、市民の生命・財産及び生活、又は行政機能の維持等に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	90	105	195
発災後1～3日以内に着手しないと、市民の生命・財産及び生活、又は行政機能の維持等に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	72	97	169
発災後4日～2週間以内に着手しないと、市民の生命・財産及び生活、又は行政機能の維持等に相当の影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	51	115	166
急を要しないが、発災後1か月以内を目途に着手する業務	4	35	39
非常時優先業務 合計	359	425	784
発災後1か月以上着手しなくても、市民の生命・財産及び生活、又は行政機能の維持等にあまり影響を及ぼさないと認められる業務（休止する業務）	—	482	482

6 非常時優先業務継続のための体制確立

6-1 職員の確保

1 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。

勤務時間外に発災した場合は、参集する職員数は着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、各所属においては、常に、勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

参集想定に当たっては「参集予測の考え方」に基づき算出する。

■参集予測の考え方

地震発生より 1 時間後の参集	4 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、4 k m 圏内の職員が参集可能。ただし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 3 時間後の参集	12 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 毎時 4 k m の速さの連続歩行で参集すると考え、12 k m 圏内の職員が参集可能。ただし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 12 時間後の参集	20 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 20 k m を越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 k m 圏内の職員が参集可能。ただし、3 時間後の参集の考え方と同様の理由で 4 割が参集できない。
地震発生より 1 ～ 3 日後の参集	20 k m 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 12 時間後と同じ考え方をとる。
地震発生より 4 日 ～ 1 ヶ月後の参集	全職員の 9 割が参集可能
	地震の発生 3 日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 k m を越える職員も徐々に参集可能。 1 ヶ月後は、職員の死傷等により、1 割が参集できない。 3 日後から 1 ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

参考：「国土交通省業務継続計画」（平成 19 年）

2 職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、以下の対策を行う。

(1) 非常時優先業務のさらなる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、地震が休日・夜間に発生した場合においては、予め割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとすると、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において、初動期の休日・夜間については、非常時優先業務を更に絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

(2) 各部を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、部内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部からの要請に基づき、災害対策本部で調整し、各部を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時優先通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

(3) 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、地震が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、ロゴチャット、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等あらかじめ決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおりとする。

ア 本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先。）

イ 家族の安否情報：無事・負傷・安否不明

ウ 参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）

エ 周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

6-2 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する地震が発生した際にはどの程度利用可能であることを確認する。

その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強・代替手段等を検討していくこととする。

1 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

現在の本庁舎は、昭和46年（1971年）に建設されて以来50年以上が経過し、施設・設備の老朽化と機能の劣化が進んでおり、平成18年に財団法人日本建築防災協会の耐震診断基準に基づく2次診断を行った結果（ I_s 値 0.25～0.61）、「耐震性能が不足している」との判定結果であった。

新庁舎が整備完了するまでの間、現庁舎を継続的に活用していく必要があることから、令和2年度に現庁舎の耐震改修工事を行っており、新庁舎が整備完了するまでは現本庁舎を基本に業務を継続していくものとする。

地域防災計画から災害対策本部は、市庁舎3階市長応接室に設置し、市役所本庁舎が被災し使用できない場合は、南別館、安土町総合支所又は市防災センターの順に災害対策本部の設置場所を検討する。同時に、市の通常業務を継続して行う場所として、安土町総合支所、南別館、ひまわり館等の公共施設の活用を業務に応じて分散業務も含めて検討を行うものとする。市役所本庁舎には、平常時から通信施設等を整備し、市本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

市庁舎は、行政機能の維持継続のみならず、自然災害や近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海地震の大地震発生時においても、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能確保が不可欠であることから、被災直後から継続的に使用できる新庁舎の整備を進めている。新庁舎の供用開始以降には、耐震安全Ⅰ類を確保した新庁舎において災害対策本部室、オペレーションルーム、防災システム室（防災システム）、備蓄倉庫等を設置し、使用する予定である。

【 課題 】

市庁舎については、令和2年度、市民や職員の安全を確保し、行政機能を維持・継続する観点から、耐震改修工事が行われ、本庁舎の活用が可能と考えるが、現状においては非常用電気設備及び非常用通信設備が未整備となっており、巨大地震においては、機能できないことが予測される。新庁舎建設計画によりこれらの対応は可能であるが、新庁舎開設までは、現状施設での対応となる。このことから、本庁舎が使用できなくなった場合は、非常用発電設備がある安土町総合支所内の防災センターを代替庁舎の一部とする。ただし、非常用発電機においては必要最低限の電力であり、市役所機能のすべての業務の電力を補うのは困難である。また、同時に、通信施設の整備、非常時優先業務の配置計画を策定する必要がある。

2 電気、水、食料等の確保

停電となる事態を想定し、非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておく。職員の食料については、基本的に参集時に1日分程度、各自持参するものとする。

(1) 非常用発電機と燃料の確保

現状の本庁舎は、非常用電源が整備されていないため、新庁舎では非常用発電機を整備し、3日間の連続運転が可能な燃料を確保し、災害時の防災拠点となる諸室や応急活動に必要な電気を供給できるようにする。新庁舎が整備されるまでの間は、安土町総合支所の活用等、電源含めて業務運営が可能となる公共施設において分散業務も考慮し、又は高圧発電車の手配を検討し、業務を継続していく。また、自家発電機等に必要な燃料の確保にあらかじめ努めるものとする。

(2) 水、食料等の備蓄

災害業務が長期に渡る場合、避難者用の食料・水の備蓄とは別に、災害対応業務に従事する職員用の食料・水の確保に努めるものとする。新庁舎では、職員と一時避難者の3日分の上水と食料を確保できるよう上水受水槽と備蓄倉庫を整備する。

3 災害時における多様な通信手段の確保

災害時に使用可能な通信機器の種類を把握し、業務の遂行に必要となる量を確保する。新庁舎では、新たな防災システムを導入し、防災拠点として情報を一元的に把握するとともに、各コミュニティセンター等と連携できる体制を構築する。

- (1) 防災無線（移動系）（31）回線
- (2) 災害時優先電話（42）回線
- (3) 災害時優先ファックス（5）回線
- (4) 衛星電話（1）台
- (5) 衛星ファックス（1）台
- (6) 防災行政無線（アナログ方式）

ア 移動系 基地局 1局、携帯型 5局、半固定型 1局、車携帯型 24局

イ 同報系 基地局 1局 子局 5局

【検討事項】

防災行政無線の整備、また、新庁舎建設に合わせ防災システム導入を検討する際、新たな情報伝達手段についても検討が必要となる。

4 重要な行政データのバックアップ

災害時において、市が保有する住民、企業に関する情報を消失させることは、影響の大ききから必ず回避すべきことである。

このため、自治体クラウド等により、従来本庁舎にあった主要な機器をデータセンターに設置し、データのバックアップの確保による業務の継続性を高める。

また、通信回線の冗長化等による災害に強いネットワーク基盤の構築等、セキュリティ水準の向上を図ることで、発災後、速やかに復旧・復興業務を行える体制を整える。

住民情報等システムの重要データのバックアップはおうみ自治体クラウドにて利用するデータセンター（キシステム株式会社）を経由して別拠点のバックアップセンターにて行われている。バックアップスケジュールは自動日次処理にて行われており、前日データでの復旧が可能である。バックアップファイルからのシステム復旧作業については、運用保守ベンダーと協議を行う。

住民情報等システム

G-COAS（総合行政システム）、MCWEL 介護保険、健康かるて、R-STAGE 福祉、下水道受益者負担金、児童相談、農家台帳、障がい福祉、生活保護、地域包括支援

サービス提供時間

- ・バックアップセンター利用可能時間 24時間365日
※保守点検、設備変更等に伴いシステムを一時的に停止する場合がある。
（事前通知及び市の事前承認要）

・問合せ受付時間

[受付窓口 平日9:00～17:30]

(部署) トーテックアメニティ株式会社 京滋事業所

(TEL) 077-564-9770

(FAX) 077-564-9771

[緊急時 上記受付窓口の時間外]

(部署) トーテックアメニティ株式会社 サービスデスク

(TEL) 052-533-6912

設置場所

ZTV滋賀放送局内データセンター（草津市内）

【課題】

- ・停電時におけるシステム継続利用の検討（自家発電設備の設置等）
- ・ネットワーク障害時におけるシステム継続利用の検討（ネットワーク機器の冗長化等）
- ・市庁舎が使用できなくなった場合、代替庁舎でのシステム継続利用の検討
- ・データセンターの被災を想定したバックアップファイルからのシステム復旧作業訓練の検討

7 業務継続体制の向上

1 教育・訓練

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源に制約がある状況について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃から全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

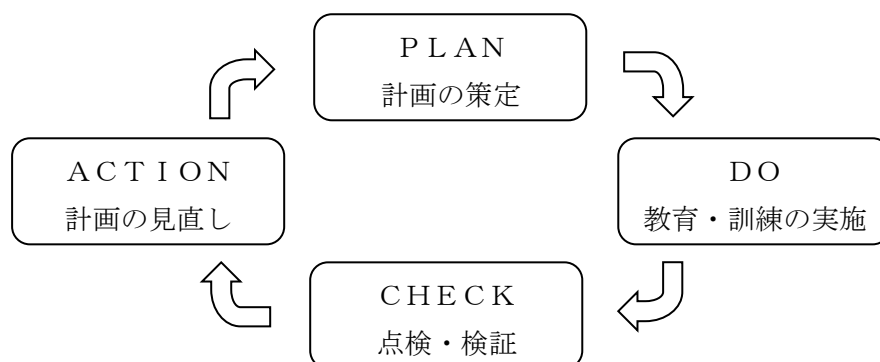
■訓練（計画的に実施）

- 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
- 連絡訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- 図上訓練：業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
- 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

2 計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、策定当初から完全な計画及び体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行っていくものとする。

■業務継続計画の継続的な改善のイメージ



近江八幡市業務継続計画

令和 4 年 1 2 月策定
令和 6 年 2 月改定

近江八幡市総務部総務課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地